

大口町告示第26号

大口町在勤者定住支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町在勤者定住支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町在勤者定住支援補助金交付要綱（平成31年大口町告示第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「満たす者」を「満たすもの」に改め、同条第6号中「全員が町税の滞納がないこと。（転入者にあつては、転入前の市町村における市町村民税をいう。）」を「全員に、大口町税条例（昭和38年条例第15号）第3条第1号から第3号までに掲げる町税の滞納がないこと。」に改める。

第8条第2号中「義務教育修了前」を「義務教育終了前」に改め、同条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第12条第1項第2号後段を削り、「写し。」を「写し」に改める。

第13条中「前条によるの完了実績報告書」を「前条による完了実績報告書」に改める。

様式第1中

- 「(1) 町内の事業所で1年以上勤務していることを雇用者が証明する書類。
(2) 世帯の住民票の写し又は戸籍の附票の写し。同一世帯で養育する義務教育修了前の子どもが胎児のみである場合は、母子健康手帳等の写し又は出産予定が分かる書類を添付する。
(3) 対象建物の工事見積書又は売買見積書の写し
(4) 補助対象経費内訳書（様式第2）
(5) 補助事業の内容が確認できる図面等
(6) 位置図
(7) 前年度の町税の納税証明書（転入する場合は、転入前の市町村における証明書）
(8) その他町長が必要と認める書類」

及び「印」を削る。

様式第4中「変更したい」を「変更（中止）したい」に改める。

様式第6中「《建築物等の概要》」を「1 建築物等の概要」に、「1 交付決

定額」を「(1) 交付決定額」に、「2 交付年月日」を「(2) 交付年月日」に、「3 地名地番」を「(3) 地名地番」に、「4 補助対象事業費」を「(4) 補助対象事業費」に、「(添付書類)」を「2 添付書類」に改め、

- 「(1) 各事業に関する写真、領収書又は請求書の写し
- (2) 世帯の住民票の写し。同一世帯で養育する義務教育修了前の子どもが胎児のみである場合は、母子健康手帳等の写し又は出産予定が分かる書類を添付する。
- (3) 対象建物についての登記簿の全部事項証明書の写し
- (4) 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅等であることを証明できる書類の写し
- (5) 世帯の構成員の一部が転居又は転出できないときの理由書（第3条第1項第1号ただし書に該当する場合に限る。）
- (6) その他町長が必要と認める書類

を削る。

様式第8中「交付確定額」を「交付確定額及び請求額」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

大口町在勤者定住支援補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件の全てを<u>満たすもの</u>とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 世帯の構成員の<u>全員に、大口町税条例（昭和38年条例第15号）第3条第1号から第3号までに掲げる町税の滞納がないこと。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(交付申請)</p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件の全てを<u>満たす者</u>とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 世帯の構成員の<u>全員が町税の滞納がないこと。（転入者にあつては、転入前の市町村における市町村民税をいう。）</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(交付申請)</p>
<p>第8条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 世帯の住民票の写し又は戸籍の附票の写し。同一世帯で養育する<u>義務教育終了前</u>の子どもが胎児のみである場合は、母子健康手帳等の写し又は出産予定が分かる書類を添付する。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p><u>(7) その他町長が必要と認める書類等</u> (完了実績報告)</p>	<p>第8条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 世帯の住民票の写し又は戸籍の附票の写し。同一世帯で養育する<u>義務教育修了前</u>の子どもが胎児のみである場合は、母子健康手帳等の写し又は出産予定が分かる書類を添付する。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p><u>(7) 前年度の町税の納税証明書（転入する場合は、転入前の市町村における証明書）</u></p> <p><u>(8) その他町長が必要と認める書類等</u> (完了実績報告)</p>
<p>第12条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 世帯の住民票の<u>写し</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(補助金の額の確定)</p>	<p>第12条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 世帯の住民票の<u>写し。同一世帯で養育する義務教育修了前の子どもが胎児のみである場合は、母子健康手帳等の写し又は出産予定が分かる書類を添付する。</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(補助金の額の確定)</p>
<p>第13条 町長は、<u>前条による完了実績報告書</u>を受理した場合において、その内容の審査等</p>	<p>第13条 町長は、<u>前条によるの完了実績報告書</u>を受理した場合において、その内容の審査</p>

新	旧
<p>を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大口町在勤者移住・定住支援補助金確定通知書（様式第7）により、申請者に通知するものとする。</p> <p>様式第1（第8条関係）</p> <p>【別記】</p> <p>様式第4（第11条関係）</p> <p>【別記】</p> <p>様式第6（第12条関係）</p> <p>【別記】</p> <p>様式第8（第14条関係）</p> <p>【別記】</p>	<p>等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大口町在勤者移住・定住支援補助金確定通知書（様式第7）により、申請者に通知するものとする。</p> <p>様式第1（第8条関係）</p> <p>【別記】</p> <p>様式第4（第11条関係）</p> <p>【別記】</p> <p>様式第6（第12条関係）</p> <p>【別記】</p> <p>様式第8（第14条関係）</p> <p>【別記】</p>